

申告はお早めに！

# 確定申告

今年の申告・相談期間は  
2月16日(木)から3月15日(木)までです。

確定申告とは、1月1日から12月31日までの一年間の所得と、それに対する税金を自分自身で正しく計算し、申告・納税する手続きのことです。

確定申告には、税金を納める場合と、戻してもらう場合(還付)の2つのケースがあり、事業を経営する人の他に、サラリーマンや年金の受給者なども対象になることがあります。ご自分で確定申告をする必要があるかないかを確認、申告が必要な人は、お早めに準備をお願いします。

## ●確定申告書の作成

### ●申告書は自分で作成

確定申告は「申告者自らが、正しい申告と納税を行う」という趣旨から、確定申告書を自分で作成して申告する「白書申告」を推進しています。「確定申告書の手引き」(豊田税務署、市役所税務課、サンネット(配布)を参考)にすると、簡単に作成できます。ぜひ、ご自分で作成してください。

### ●申告書をパソコンで作成できます

パソコンを使って国税庁のホームページから所得税の確定申告書を作成することができます。国税庁のホームページにアクセスして「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成すると、面倒な計算は自動で計算され、簡単に申告書を作成できます。作成した申告書はプリンターで出力し、添付書類と併せて税務署へ提出することができますので、ご利用く

ださい。

▼国税庁ホームページ＝<http://www.nta.go.jp>

### ●提出は郵送などでも可

申告期間中は、申告会場が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。自分で作成した申告書は、郵送などで豊田税務署へ提出できます。また、2月16日(木)から3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)の確定申告期間中は、税務課窓口とサンネットでも提出を受け付けます。ただし、窓口での申告相談や申告書の記載内容の確認は行いませんので、ご注意ください。

▼宛先＝〒471-18521 豊田市常盤町

1丁目105-13 豊田税務署

### ●e-Tax申告・納税

確定申告もe-Taxを利用することで、自宅やオフィスのインターネットから申告・納税ができる。税務署に出掛ける手間が省けます。

問い合わせ＝税務課市民係  
☎(32)80003 図(32)25885  
http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp/  
soshiki/shiminseikatsu/zeimu.html

また、e-Tax

は1月16日午前8時30分から3月15日までは24時間(通常は土・日曜日、祝日を除く)月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時までご利用でき、税務署が閉庁している時間帯でも利用できます。ただし、メンテナンス期間はありません。

なお、e-Taxの利用には「電子証明書が格納された住民基本台帳カード」(市役所市民課で発行)と、これを読み込むための装置「ICカードリーダライタ」が必要です。

▼e-Taxホームページ＝<http://www.e-tax.nta.go.jp>



▲久野市長も e-Tax で確定申告

## ●所得税の確定申告

### ●確定申告が必要な人

#### ①給与所得者(サラリーマン)

サラリーマンは通常、毎月の給与から所得税が源泉徴収(天引き)され、年末調整により精算されるため、確定申告をする必要はありません。しかし、次の項目に該当する人などは確定申告が必要となります。

①平成23年中の給与収入が2,000万円を超える人

②1力所から給与を受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人

③2力所以上から給与を受けていて、年末調整を受けない従たる給与の収入と給与所得および退職所得以外の所得との合計金額が20万円を超える人

④同族会社の役員やその親族で、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗・工場や土地などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けている人

#### ②年金を受給している人

公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または年金以外の他の所得の合計金額が20万円を超える人(この場合でなくても、所得税の還付を受ける人は確定申告が必要です。なお、障害年金や遺族年金などは税金がかかりませんので、年金の収入金額に含める必要はありません)

#### ③個人の事業経営者など

所得の合計金額が所得控除の合計金額を超

える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等控除額の合計額を超える人

#### ④譲渡所得のあった人

土地や建物、その他の資産を売って利益を得た人

#### ①から④共通

▼必要書類Ⅱ印鑑(朱肉を使用するもの)、収入や経費の分かる書類(申告の内容により、源泉徴収票の原本、事業の収支明細書や帳簿書類など)、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人は払込証明書、還付を受ける人は本人名義の振込口座の分かるもの

※平成22年分の確定申告をした人で申告書の控えを持っている人は、参考として持参してください。

### ●確定申告をすると税金が戻る人

確定申告をする必要のない人でも、申告をすると源泉徴収された所得税が戻る場合があります。この還付申告は、その年の1月1日以後に提出することができます。また、対象となる年分において確定申告をしていない場合は、その翌年の1月1日から5年以内であれば、いつでも申告することができます。

#### ①平成23年中に住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築、購入、または増改築した人

▼必要書類Ⅱ住民票(本人のみ)、家屋の登記事項証明書(法務局へ請求)、家屋の売買契約書(建築工事請負契約書)の写し、住宅取得資金にかかる借入金(年末残高等証明書

および次の①から④に該当する書類  
①土地のローンがある人：敷地の登記事項証明書(法務局へ請求)、敷地の売買契約書の写し

②増改築の場合：建築確認通知書の写し、検査済証の写し、増改築工事証明書のいずれか

③債務の承継に関する契約に基づく債務を有する場合：債務の承継に係る契約書の写し  
④中古住宅で地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準、またはこれに準ずるものに適合する場合：耐震基準適合証明書、または住宅性能評価書

#### ②平成23年中の医療費の支払いが多額な人

平成23年中に支払った医療費の額から、保険金などで補てんされる金額を控除した金額が「10万円」、または「総所得金額等の5%」のいずれか少ない金額を超える場合に医療費控除が受けられます。

また「支払った医療費」とは、その年中に既に支払った医療費をいいます。未払いとなっている医療費については、実際に支払った年の控除の対象となります。

▼必要書類Ⅱ医療費の領収書(医療機関ごとに支払い額の一覧表を作成)、保険などで補てんされる金額の分かるもの

#### ③平成23年中に住宅の耐震改修をし、「住宅耐震改修証明書」の発行を受けている人

住宅の耐震改修に要した費用から国または地方公共団体からの補助金を控除した額の10

■扶養控除対象の適否

区分	扶養親族の所得判定法
給与収入のある人	給与収入－65万円＝①
年金収入のある人	65歳未満の人 年金収入－70万円＝②
	65歳以上の人 年金収入－120万円＝②
その他の収入のある人	収入金額－必要経費＝③

①②③の合計額が38万円を超える人は扶養控除の対象となりません

①扶養控除について

●その他

がある場合は、その申告書

①から⑤共通

▼必要書類⇨源泉徴収票の原本、本人名義の振込口座の分かるもの、印鑑(朱肉を使用するもの)、税務署から郵送された申告書

④災害や盗難などに遭った人

▼必要書類⇨領収書、被災証明書など(詳しくは豊田税務署にお問い合わせください)  
⑤平成23年中に中途退職し、再就職していないために年末調整を受けていない人

④災害や盗難などに遭った人

の登記事項証明書(法務局へ請求)

%相当(最高20万円)の税額控除を受けられません。

▼必要書類⇨住宅耐震改修証明書(市役所建築指導課で発行)、住宅耐震改修特別控除額の計算明細書、住民票(本人のみ)、家屋の登記事項証明書(法務局へ請求)

税金との関係は下表のとおりです。

③配偶者のパート収入について

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

障がい者控除の額に加算するように変更されました。

いた同居特別障がい者加算(35万円)を、特別障がい者控除の額に加算するように変更されました。

止に伴い、今まで扶養控除の額に加算されていた同居特別障がい者加算(35万円)を、特別障がい者控除の額に加算するように変更されました。

16歳未満の扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、今まで扶養控除の額に加算されていた同居特別障がい者加算(35万円)を、特別障がい者控除の額に加算するように変更されました。

②同居特別障がい者加算の変更

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

円を超えている場合は控除を受けられません

税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。

パート収入と配偶者控除・配偶者特別控除、税金との関係は下表のとおりです。



また、公的年金などの収入金額が400万円を超えないために、確定申告が必要ない人で、各所得控除のある人は申告が必要です。

※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している人は、収入が遺族年金などの非課税所得のみや無収入の場合でも、保険料(料)の軽減を受けるために申告が必要です。

① 所得税の確定申告をした人

② 所得が給与所得または公的年金のみで、勤務先などからみよし市に給与支払報告書・公的年金等支払報告書などが提出されていて、年末調整や扶養の届けをして、所得税が精算されている人

■配偶者(妻の場合)のパート収入

妻のパート収入金額	夫の配偶者控除の適用	夫の配偶者特別控除の適用	妻の所得税の課税の有無
103万円以下	受けられる	受けられない	課税されない
103万円超 141万円未満	受けられない	受けられる	課税される
141万円以上	受けられない	受けられない	課税される

※配偶者特別控除は夫の合計所得が1,000万円を超える年は受けることができません。

●市・県民税の申告

●申告が必要

な

平成24年1月1日現在でみよし市に住所があり、平成23年中に所得があった人。なお、平成24年1月2日以降にみよし市へ転入した人は、転入前の市町村

■確定申告相談・説明会日程

月日	会場		申告相談		無料税務相談 (税理士会主催)
	日	場所	みよし市役所 (研修室)	豊田市福祉センター	
1/28	土				年・医
29	日				年・医
30	月				
31	火				
2/1	水				
2	木	年			
3	金	年			
4	土				
5	日				
6	月				
7	火				
8	水			住	
9	木			住	
10	金			住	
11	土				
12	日				
13	月			◎	
14	火			◎	
15	水			◎	
16	木	△※1		◎	
17	金	△		◎	
18	土				
19	日			◎	
20	月	△		◎	
21	火	△		◎	
22	水	△		◎	
23	木	△		◎	
24	金	△		◎	
25	土				
26	日			◎	
27	月	△		◎	
28	火	△		◎	
29	水	△		◎	
3/1	木	△		◎	
2	金	△		◎	
3	土				
4	日				
5	月	△		◎	
6	火	△		◎	
7	水	△		◎	
8	木	△		◎	
9	金	△		◎	
10	土				
11	日				
12	月	△		◎	
13	火	△		◎	
14	水	△		◎	
15	木	△		◎	

■各相談・説明会に必要なもの

説明会	必要なもの
年金受給者説明会	公的年金の源泉徴収票、国民健康保険税(料)など社会保険料の年間支払額を証明するもの、生命保険料控除証明書や地震保険料控除証明書、平成22年分の申告をした人はその申告書の控え、給与・公的年金以外の収入のある人は、その所得金額が計算できる資料
住宅借入金特別控除などの還付申告会	住民票の写し、家屋の登記事項証明書、家屋の売買契約書・請負契約書のコピー、住宅取得資金に関わる借入金の年末残高等証明書 ※敷地などのローンについて控除の適用を受ける場合には敷地の登記事項証明書および契約書のコピー。 ※認定長期優良住宅に該当する場合、認定通知書の写しおよび住宅用家屋証明書またはその写し。 ※増改築などの場合は建築確認済証の写し、または増改築等工事証明書 ※平成23年6月30日以後に住宅の取得などの契約を締結した場合で、その住宅の取得などに関して補助金などの交付または住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けているときは、交付を受ける補助金などまたは住宅取得等資金の額を証する書類またはその写しも添付
医療費控除説明会	医療費の領収書(医療機関ごとに一覧表を作成すること)、保険などで補てんされる金額の分かるもの
共通	給与などの源泉徴収票、振り込み口座の分かるもの(本人名義)、印鑑(朱肉使用のもの)、電卓、筆記用具、税務署から確定申告書が送られてきた人はその確定申告書



※消費税の相談については、3月16日から31日までの間は豊田税務署で行います。(土・日曜日、祝日を除く)

【表中の記号説明】

- ◎＝所得税・消費税の申告相談
- △＝給与所得者・年金受給者の申告相談
- 年＝年金受給者説明会
- 医＝医療費控除説明会
- 住＝住宅借入金特別控除などの還付申告会

※1…2月16日に限り、豊田税務署員も相談を受けます。



■申告会場のご案内

●みよし市役所申告会場 ☎(32)8003 ㊟(32)2585

対象	給与所得者・年金受給者の還付申告および申告相談 次に該当する人の相談はみよし市役所では受け付けていません。下記の豊田市福祉センターをご利用ください。 (住宅ローン控除のある人、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、土地や建物、株式などの譲渡や贈与のあった人、消費税の申告が必要な人)
----	---

- ▶とき= 2月16日(木)から3月15日(木)まで(土・日曜日を除く)
- ▶受付時間=午前9時から11時まで、午後1時から4時まで
- ▶ところ=みよし市役所東館3階研修室

●豊田市福祉センター(豊田市錦町 1-1-1)

対象	給与所得者・年金受給者などの還付申告、住宅ローン控除のある人、自営業の人、農業の人、貸家・貸地のある人、土地や建物、株式などの譲渡や贈与のあった人、消費税の申告が必要な人および申告相談など
----	--

- ▶とき=2月13日(月)から3月15日(木)まで(土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)に限り受け付けします)の午前9時から午後5時まで
- ※混雑状況により、時間内であっても受け付けを終了する場合があります。
- ▶ところ=豊田市福祉センター
- ▶その他=贈与税の申告期間は2月1日(水)から3月15日(木)まで。消費税の申告期間は4月2日(月)まで
- ※豊田市福祉センターでの開設期間中、豊田税務署庁舎では申告相談を行っていませんのでご注意ください。

■年金受給者・医療費控除・住宅借入金特別控除などの還付申告会のご案内

還付申告する人、または所得が年金のみの人を対象に説明会を開催します。説明を聞きながら、自分で申告書を作成して提出することができます。確定申告期間中は、大変な混雑が予想されますので、ぜひこの期間をご利用ください。

●みよし市役所会場 ☎(32)8003 ㊟(32)2585

年金受給者説明会

- ▶とき= 2月2日(木)・3日(金)の午前9時30分から正午まで、午後1時から4時まで(受け付けは午前9時30分から10時30分まで、午後1時から2時30分まで)
- ▶ところ=みよし市役所東館3階研修室



●豊田市福祉センター(豊田市錦町 1-1-1)

東海税理士会豊田支部主催年金受給者・医療費控除説明会

- ▶とき= 1月28日(土)・29日(日)の午前9時から正午まで、午後1時から4時まで(受け付けは午前9時から9時30分まで、午後1時から1時30分まで)

住宅借入金特別控除などの還付申告会

- ▶とき=2月8日(水)から10日(金)までの午前9時から11時まで、午後1時から3時まで(受け付けは午前9時から10時30分まで、午後1時から2時30分まで)
- ▶問い合わせ=豊田税務署 ☎0565(35)7777(音声案内により「2」を選択してください)

